

売木村総合戦略

平成28年3月

売 木 村

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 総合戦略策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 国の創生総合戦略との関係	1
(2) 村各種計画との関係	2
3 計画の期間	2
4 策定・推進体制	2
(1) 売木村まち・ひと・しごと創生有識者委員会	2
(2) 売木村まち・ひと・しごと創生本部	2
(3) 進捗管理	3
第2 計画の方向性と基本目標	4
1 施策展開に向けた方向性	4
(1) 基本的視点	4
2 基本体系	5
3 人口の将来展望へ向けて	6
第3 具体的な施策・事業の展開	7
基本目標 1 産業を発展させ、雇用につなげるむらづくり	7
1 基本目標	7
2 施策の方向性	7
3 講ずべき施策に関する基本方向	8
4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標	9
基本目標 2 人々が交流・定着するむらづくり	13
1 基本目標	13
2 施策の方向性	13
3 講ずべき施策に関する基本方向	14
4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標	15
基本目標 3 うるぎで子育てをしたいと思えるむらづくり	18
1 基本目標	18
2 施策の方向性	18
3 講ずべき施策に関する基本方向	19
4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標	20
基本目標 4 誰もが安心して暮らせるむらづくり	23
1 基本目標	23
2 施策の方向性	23
3 講ずべき施策に関する基本方向	24
4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標	25

第1 基本的な考え方

1 総合戦略策定の趣旨

日本の急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を形成していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が閣議決定されました。

本村においても、昭和35年の人口1,320人をピークとし、その後の減少傾向により、平成27年1月1日時点の人口は605人となっており、今後も人口減少と少子化・高齢化が一層進展することが見込まれ、人口減少の克服、地域経済の発展、活力ある地域社会の形成などが急務の課題となっています。

これらを踏まえ、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び長野県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、村の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、売木村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

人口減少と地域経済の縮小を克服し、交流人口の誘客や定住人口の増加を地域経済の拡大につなげるとともに、子育て世代へのサポート等の充実を図りながら、地域活力の好循環を生み出すため、「売木村総合戦略」を策定します。本村の有する地域の特性や強みを活かし、売木村の魅力を発信していくことにより、活力あるむらづくりを進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 国の創生総合戦略との関係

売木村総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国及び長野県の「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を勘案して策定するものです。また、本村における人口の現状と今後の展望を示した「売木村人口ビジョン」を踏まえて策定しています。

■ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

ア 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と首都圏等の経済格差による人口の一極集中
- ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
- ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ①首都圏等一極集中を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

イ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住・定住促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

■国の総合戦略における政策5原則抜粋

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

(2) 村各種計画との関係

売木村総合戦略は、売木村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）等との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。

また、個別計画において、本村の様々な分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。

3 計画の期間

本総合戦略の期間は、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化により、必要に応じて見直すものとします。

4 策定・推進体制

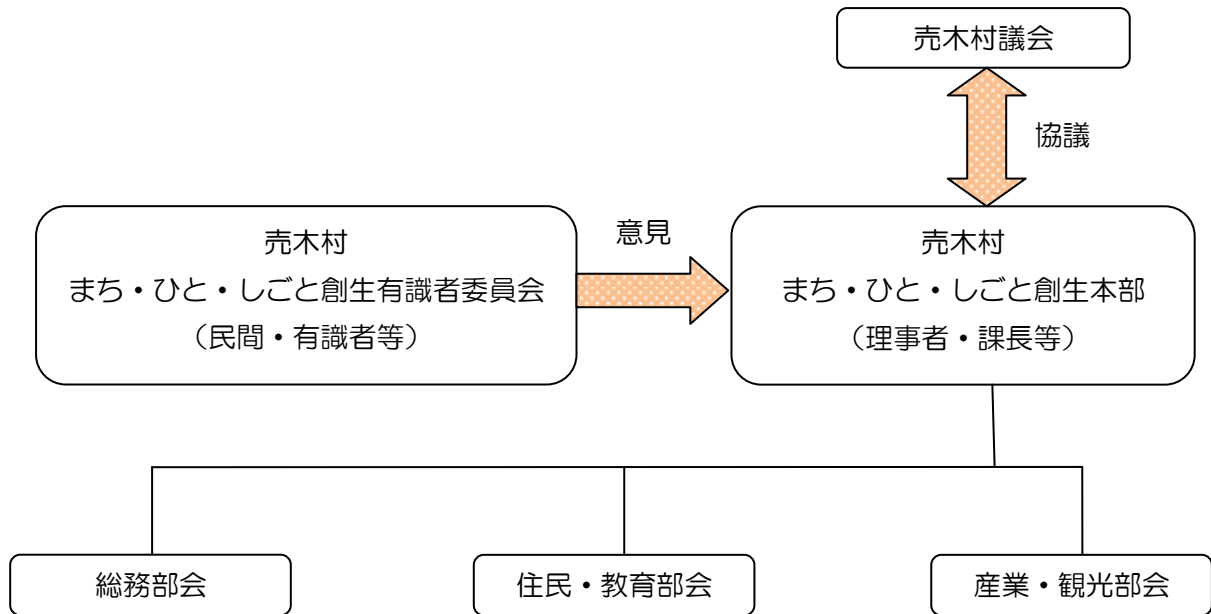
(1) 売木村まち・ひと・しごと創生有識者委員会

売木村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に当たり、村民、産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体等の関係者の意見を反映するため、「売木村まち・ひと・しごと創生有識者委員会」を設置しました。

(2) 売木村まち・ひと・しごと創生本部

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、村長を本部長とする「売木村まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、本部のもとに、総合戦略等の事業提案などを協議する各部会を設置しました。

【売木村総合戦略策定体制】



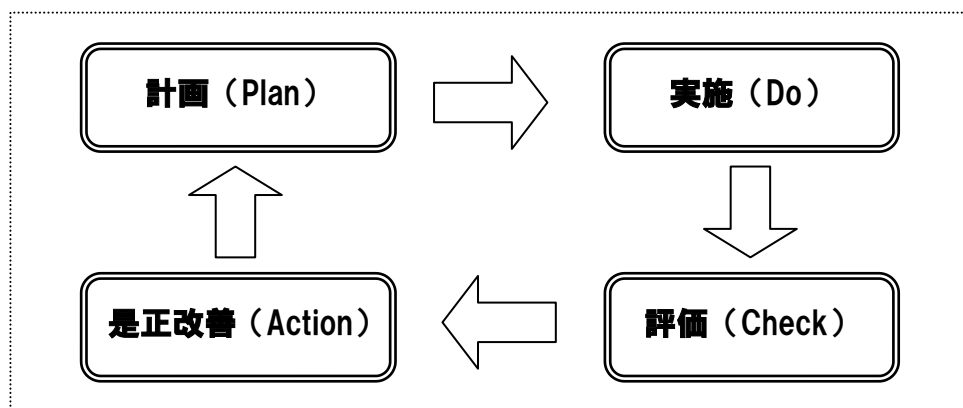
(3) 進捗管理

総合戦略は、住民、地域、団体、企業、行政など村全体で共有し協働して推進する計画であるため、村全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

庁内の推進組織として、引き続き、まち・ひと・しごと創生本部の各部会を機能させていくとともに、「売木村まち・ひと・しごと創生有識者委員会」により、村内各界各層とともに推進・検証をしていくものとします。

また、総合戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、PDCAサイクルにより、実効性を高めます。

PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、是正措置（Action）のイニシャルをとった事業活動サイクルをいい、総合戦略による村づくりを地域全体の事業として捉え、計画から是正措置までの各検証により、計画の実効性を高めます。



第2 計画の方向性と基本目標

1 施策展開に向けた方向性

(1) 基本的視点

人口減少を克服すべく本村の抱える課題などを踏まえて、総合戦略における基本的な視点を以下の4つとし、「小さくてもキラリと光る村づくり」を進めます。

- 1 自然及び立地条件を生かした地域振興を推進し、雇用の確保や担い手の育成に努めるとともに、交通通信網の整備・情報発信などにより人々の交流を促進し、定住人口の増加を図ります。
- 2 野菜、米、ヒノキ、温泉、豊かな自然環境等の村の魅力を最大限に生かし、特産品の販路拡大を図るとともに、東海地方の住民を対象とした「ひとの流れ」を活性化させます。
- 3 小中学校給食費無償化、18歳以下医療費の全額負担等の充実した子育て世代への支援や、婚活への取組みを積極的にPRするとともに、うるぎで子育てしたいと思える環境づくりに取組みます。
- 4 地域らしい医療・福祉・教育を進め、災害に強い、安全で安心して住むことができる自立型の特色ある地域づくりを目指します。

2 基本体系

【国の政策分野①】 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 基本目標 1 産業を発展させ、雇用につなげるむらづくり	1 農林業の活性化 2 商工業の振興 3 雇用の確保・創出
【国の政策分野②】 地方への新しい人の流れをつくる 基本目標 2 人々が交流・定着するむらづくり	1 観光資源の活用と交流人口の拡大 2 若者の定住化への環境づくり
【国の政策分野③】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本目標 3 うるぎで子育てをしたいと思えるむらづくり	1 出会い・結婚・出産への支援 2 子育て・教育への支援
【国の政策分野④】 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 基本目標 4 誰もが安心して暮らせるむらづくり	1 地域で支える生活環境づくり 2 地域と連携したネットワークづくり

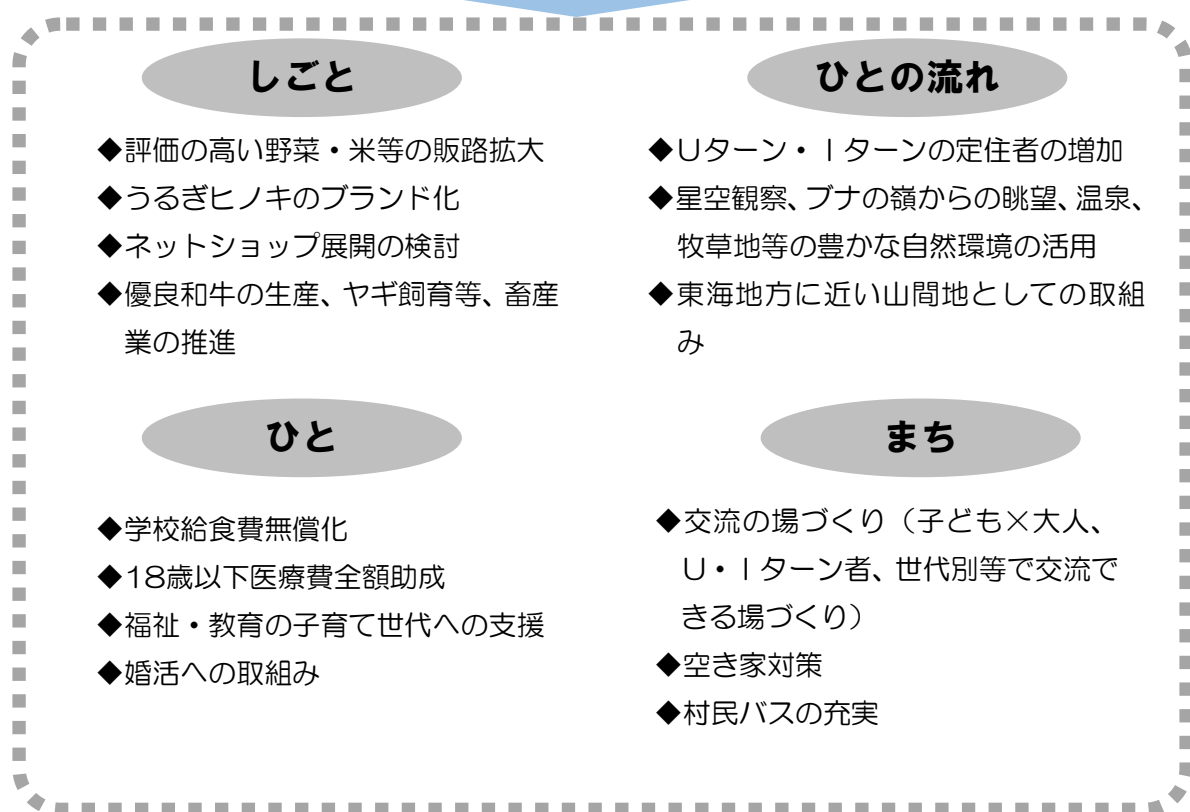
3 人口の将来展望へ向けて

基本目標 1 産業を発展させ、雇用につなげるむらづくり

基本目標 2 人々が交流・定着するむらづくり

基本目標 3 うるぎで子育てをしたいと思えるむらづくり

基本目標 4 誰もが安心して暮らせるむらづくり



【2040年の推計人口】

455人

第3 具体的な施策・事業の展開

基本目標 1 産業を発展させ、雇用につなげるむらづくり

1 基本目標

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
就業者数の増加（事業・給与所得者数）	180	190（単年）

2 施策の方向性

- 農林業においては、生産基盤の安定化、水稻栽培の省力化・規模拡大を図るとともに、高原野菜等の地域特性を生かした安定農業への転換を進め振興を図っていきます。また、優良牛の生産やヤギ等の飼育に取り組むとともに、ヒノキを中心とした本村の林業資源の活用を進めます。さらに、農業委員会を軸に、新規就農従事者の受入れや担い手の確保、農業の組織化等に取り組めます。
- 地元産水産物の地産地消や、溪流釣り祭り等による水産業の振興を図ります。
- 商業施設の集約、移動販売事業への展開の検討を行うとともに、ソフトウェア関連会社等大規模な施設が不要な企業の誘致活動に取り組むほか、既存企業の育成を進め、雇用の確保につなげていきます。

3 講ずべき施策に関する基本方向

施策 1 農林業の活性化	
(1) 農林業の振興	
	○ 農業基盤の整備 ○ 農用地の有効活用 ○ 畜産業の振興と観光業との連携 ○ 林業の振興 ○ 農産物統一基準の推進 ○ 農林業新規就業指導者の確保・育成 ○ 職業訓練校（広域対象）の誘致又は設置 ○ 有害駆除奨励事業 ○ うるぎヒノキの需要拡大
(2) 特産品開発と販路の拡大、観光事業との連携	
	○ 直販システムやネットショップ等の積極的展開による販路拡大 ○ 特産品の六次産業化の推進 ○ 地域産業の支援・ブランド化 ○ 農家民泊等の拡大・検討 ○ 木の駅事業の拡充
施策 2 商工業の振興	
(1) 商業施設の集約等による事業の展開	
	○ 共同店舗・移動販売事業等の展開を検討
(2) うるぎヒノキを活用した工業の振興	
	○ うるぎヒノキの需要拡大【再掲】
(3) 消費の拡大	
	○ プレミアム商品券事業
(4) 広域連携による取組み	
	○ 信州大学航空機システム共同研究講座開設 ○ 工業技術センター及びEMCセンターの移転・機能強化
施策 3 雇用の確保・創出	
(1) 農林業の担い手の確保	
	○ 新規就農支援・担い手対策

(2) 雇用の確保・創出	
	○ 企業誘致育成事業 ○ 食料とエネルギー自給率向上の村づくり ○ 福祉関係資格取得補助事業

4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 農林業の活性化

数値目標	基準値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)
新規就農者数	0	3 (累計)
林業関係労働者	5	6 (単年)

(1) 農林業の振興

施策・事業の概要
◆農業基盤の整備については、転作田の作物転換により、トマト、高原野菜、わい化リンゴ、イチゴ栽培等地域の特性を活かした安定的農業への転換と労働力の省力化等、引き続き農業の構造改善に取り組めます。(農業基盤の整備) ◆農用地の有効活用については、農業委員会等を軸に農地の流動化、農業の組織化、担い手の育成に積極的に取り組むとともに、省力化農業の確立と優良農地の確保を図って土地の有機利用を促進します。また、遊休荒廃化がすすむ農地に対しては、市民農園の拡大や、農地の計画的かつ効率的な流動化を進めるとともに、意欲ある経営体への支援、農作業受委託組織の育成を図ります。(農用地の有効活用) ◆繁殖牛の育成、優良和牛の地区内飼育、村内での繁殖から肥育までの一貫経営を進め、産地の銘柄化に努めるとともに、高齢者でも飼育が容易なヤギ等の小家畜の普及に取組み、耕畜連携による遊休農地の保全、乳等副産物を活用した六次産業化、観光事業化を推進します。(畜産業の振興と観光業との連携) ◆森林施業計画により計画的な施業を推進するとともに、有用広葉樹の植栽、天然林の更新を進め新たな山林資源の開発に取り組めます。また、専門知識をもった労働力の育成確保を図ります。(林業の振興) ◆農産物の統一基準を設け、当該品目のブランド化を推進します。(農産物統一基準の推進) ◆農林業新規就業者が教えを受けられる指導者の確保・育成を図るとともに、職業訓練校(広域対象)の誘致又は設置に取り組めます。(農林業新規就業指導者の確保・育成、職業訓練校(広域対象)の誘致又は設置) ◆有害鳥獣駆除対策として、柵・電気牧柵の設置、猟師育成補助等の事業を推進します。(有害駆除奨励事業) ◆うるぎヒノキの建材としての利用促進や、木工品の開発等を支援し、需要拡大を目指します。(うるぎヒノキの需要拡大)

事業名	担当課
○ 農業基盤の整備	産業課
○ 農用地の有効活用	産業課
○ 畜産業の振興と観光業との連携	産業課
○ 林業の振興	産業課
○ 農産物統一基準の推進	産業課
○ 農林業新規就業指導者の確保・育成	産業課
○ 職業訓練校（広域対象）の誘致又は設置	産業課
○ 有害駆除奨励事業	産業課
○ うるぎヒノキの需要拡大	産業課

（２）特産品開発と販路の拡大、観光事業との連携

施策・事業の概要	
◆ トウモロコシ、トマト、米の増産対策を強化するとともに、ふるさと納税制度でも評価の高い本村特産品をはじめとして、直販システムやネットショップの積極的展開による販路の拡大を図ります。（直販システムやネットショップ等の積極的展開による販路拡大） ◆ 特産品の六次産業化に取り組めます。（特産品の六次産業化の推進） ◆ うるぎヒノキ、日本ミツバチ、炭焼き等の村ならではの産業の継承（復活）とブランド化を図るとともに、観光事業と連携した取り組みを進めます。（地域産業の支援・ブランド化） ◆ 一般客を対象とした農家民泊の拡充や、ウーファー制度（農作業のボランティアを対価とした宿泊）導入を検討します。（農家民泊等の拡大・検討） ◆ 木の駅を拠点として林地残材の活用や資源の循環に取り組むとともに、村の他の資源と連携した観光事業としての確立を目指します。（木の駅事業の拡充）	
事業名	担当課
○ 直販システムやネットショップ等の積極的展開による販路拡大	観光課
○ 特産品の六次産業化の推進	産業課
○ 地域産業の支援・ブランド化	産業課・観光課
○ 農家民泊等の拡大・検討	観光課
○ 木の駅事業の拡充	産業課

◆施策2 商工業の振興

数値目標	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
商業事業所数	9	9（単年）
工業事業所数	1	1（単年）

（1）商業施設の集約等による事業の展開

施策・事業の概要	
◆後継者不足の問題を抱える商店への支援のため、共同店舗や、移動販売事業等の展開を検討し、利便性向上による周辺町村からの買い物客の誘致や、後継者の確保と商店の存続を図り、村内での購買利便の向上と住民福祉の充実を目指します。（共同店舗・移動販売事業等の展開を検討）	
事業名	担当課
○ 共同店舗・移動販売事業等の展開を検討	産業課

（2）うるぎヒノキを活用した工業の振興

施策・事業の概要	
◆うるぎヒノキの建材利用等に対し補助金を交付し、うるぎヒノキの需要拡大を目指すとともに建築業や木工業の振興・雇用確保を図ります。（うるぎヒノキの需要拡大）	
事業名	担当課
○ うるぎヒノキの需要拡大【再掲】	産業課

（3）消費の拡大

施策・事業の概要	
◆プレミアム商品券事業を実施し村内消費の拡大と経済の循環を図ります。（プレミアム商品券事業）	
事業名	担当課
○ プレミアム商品券事業	産業課

（4）広域連携による取組み

施策・事業の概要	
◆飯田下伊那地域の成長産業である航空宇宙産業のさらなる高度化・高付加価値化を進めるため、信州大学航空機システム共同研究講座を開設し、航空宇宙分野に精通した高度な人材育成を図ります。（信州大学航空機システム共同研究講座開設）	
◆共同研究講座の機能を高めるため、当地域で公的試験場の機能を担ってきた「工業技術センター」及び「飯田EMCセンター」移転及び機能強化を実施します。（工業技術センター及びEMCセンターの移転・機能強化）	
事業名	担当課
○ 信州大学航空機システム共同研究講座開設	総務課
○ 工業技術センター及びEMCセンターの移転・機能強化	総務課

◆施策3 雇用の確保・創出

数値目標	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
新規就農者数【再掲】	0	3（累計）
企業誘致数	0	1（累計）

（1）農林業の担い手の確保

施策・事業の概要	
◆担い手対策については、農業生産法人化の推進や、新規就農支援補助金、また新規就農者が必要とする情報提供等の支援を行い、担い手の減少対策に取り組めます。（新規就農支援・担い手対策）	
事業名	担当課
○ 新規就農支援・担い手対策	産業課

（2）雇用の確保・創出

施策・事業の概要	
◆既存企業の育成を図るとともに、立地条件に合った工場の誘致や、ソフトウェア関連会社等の大規模な施設が不要な企業の誘致活動に取り組めます。（企業誘致育成事業）	
◆自然エネルギー事業の展開による雇用創出及び食料とエネルギー自給率向上を目指します。（食料とエネルギー自給率向上の村づくり）	
◆各福祉関係資格取得のための費用の補助を行い、村内施設（診療所、デイサービスセンター、生活支援ハウス等）への有資格者の確保を目指すとともに、資格取得による雇用確保に取り組めます。（福祉関係資格取得補助事業）	
事業名	担当課
○ 企業誘致育成事業	産業課
○ 食料とエネルギー自給率向上の村づくり	住民課・産業課
○ 福祉関係資格取得補助事業	住民課

基本目標 2 人々が交流・定着するむらづくり

1 基本目標

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
転入者数	33	35（単年）

2 施策の方向性

- 売木村観光ビジョン（平成26年度策定）に基づき、「こまどりの湯」「総合交流促進施設」「南信州広域公園（星の森オートキャンプ場）」、ゴルフ場等の既存施設の活用強化や、寒暖差を利用した評価の高い高原野菜や米等の特産品による、東海地方の住民を対象とした「ひとの流れ」を活性化させ、交流人口の拡大を図ります。また、「米作り」「山作り」等の村ならではの体験型観光への取組みを進めるとともに、特産品のネットショップの可能性を模索し、積極的に情報発信していきます。
- 若者向けの住宅の確保や、空き家のコーディネート等により、定住者の受入れ体制を整備していくとともに、定住化の各段階に応じたきめ細かいサポート体制づくりに取組みます。

3 講ずべき施策に関する基本方向

施策 1	観光資源の活用と交流人口の拡大
(1) 農林業との連携や自然環境を生かした観光産業基盤の整備	
	○ 農林業と連携した観光産業基盤の整備 ○ 自然環境を最大限に生かした観光事業の展開 ○ 体験型観光等の展開 ○ 田舎暮らし体験事業 ○ 観光振興事業
(2) 都市との共生による交流人口の拡大	
	○ こまどりの湯・ふるさと館の2大拠点化事業 ○ 交流人口の拡大 ○ 走る村プロジェクト事業 ○ 施設の再整備化事業 ○ 継続的な村の詳細情報の発信
施策 2	若者の定住化への環境づくり
(1) 若者や移住・定住者向けを含めた住まい環境の整備	
	○ 若者定住対策事業（若者育成基金） ○ 定住対策事業 ○ 若者専用住宅建設 ○ 空き家の利活用 ○ 空き家バンク事業 ○ 住宅土地の分譲 ○ 村営住宅の拡充 ○ 住宅事業の新たな展開

4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 観光資源の活用と交流人口の拡大

数値目標	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
年間観光入込客数	116,125	120,000（単年）
年間宿泊客数	28,261	30,000（単年）
イベント参加者数	1,194	1,450（単年）

（1）農林業との連携や自然環境を生かした観光産業基盤の整備

施策・事業の概要	
◆農林業と連携して、観光協会を中心に農業と自然を利用した観光資源の活用と体験型観光事業、スポーツ合宿の誘致、情報の発信等を推進します。また、観光事業への民間資本参入を図り、経済効果を高め、観光施設の自立促進に努めます。（農林業と連携した観光産業基盤の整備） ◆観光ビジョン（平成26年度策定）に基づき、星空観察、川遊び、ブナの嶺からの眺望等の自然環境・景観を生かした体験メニューの設定や、積雪寒冷気候を生かした冬季の観光資源の掘り起こし、「米作り」「山作り」等の体験型観光により、本村の資源を最大限に活用した観光基盤づくりと環境保全への取組みを進めます。（自然環境を最大限に生かした観光事業の展開） ◆旅行ツアー計画等の「見る・体験」の場を増やした観光メニューの展開を図ります。（体験型観光等の展開） ◆田舎暮らしを考えている方を対象に、「田舎暮らし体験」を実施。農作業体験、交流会等を行い、田舎暮らしを理解した上での定住化を図ります。（田舎暮らし体験事業） ◆売木村を広く知ってもらうための情報発信・特産品販路拡大のため、売木村観光協会を支援し、物産展等のイベントへの参加、収穫祭等を開催し、売木村を知ってもらうことにより定住者の増加を図ります。（観光振興事業）	
事業名	担当課
○ 農林業と連携した観光産業基盤の整備	産業課・観光課
○ 自然環境を最大限に生かした観光事業の展開	観光課
○ 体験型観光等の展開	観光課
○ 田舎暮らし体験事業	産業課・観光課
○ 観光振興事業	観光課

(2) 都市との共生による交流人口の拡大

施策・事業の概要	
◆こまどりの湯・ふるさと館を中心として、利用者の希望に応えるための施設整備の検討、ふるさと資料館の整備・活用・PR等より観光拠点の拡充を図ります。(こまどりの湯・ふるさと館の2大拠点化事業) ◆本村の拠点施設や既存施設の再整備を進め、東海地方の住民を対象として、評価の高い高原野菜や米等の特産品等の外商と「ひとの流れ」を活性化させ、交流人口の拡大を図ります。(交流人口の拡大) ◆ランニングコース等の整備による走る村プロジェクト事業を推進するとともに、事業の周知による合宿誘致にも取組みます。(走る村プロジェクト事業) ◆キャンプ場、展望台等の再整備に取り組み、イベント等への積極的な周知や既存施設の利活用を図ります。(施設の再整備化事業) ◆ふるさと納税制度や直販システム等の活用により、村の詳細情報を消費者へ直接発信し続けていくとともに、売木村を応援してくれる方との交流を深めます。(継続的な村の詳細情報の発信)	
事業名	担当課
○ こまどりの湯・ふるさと館の2大拠点化事業	観光課
○ 交流人口の拡大	観光課
○ 走る村プロジェクト事業	観光課
○ 施設の再整備化事業	観光課
○ 継続的な村の詳細情報の発信	観光課・総務課

◆施策２ 若者の定住化への環境づくり

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
新築家屋棟数（住宅）	2	3（単年）
空き家バンク登録件数	－	5（累計）
定住対策事業を活用した住宅改修	4	4（単年）

（１）若者や移住・定住者向けを含めた住まい環境の整備

施策・事業の概要	
◆定住の意思がある者のU・Iターンや結婚、村外事業所への通勤に対し助成金を交付します。（若者定住対策事業（若者育成基金）） ◆定住者が行う住宅改修（リフォーム）に要する経費に対し、一定額を補助し、定住化を図ります。（定住対策事業） ◆若者専用住宅を整備し、U・Iターン者の受入れと若者世代のコミュニティの形成を図ります。（若者専用住宅建設） ◆空き家の利活用を目的とした空き家バンク事業を実施するとともに、これらの事業を若者や移住・定住者への住まいの確保・提供につなげていきます。また、お試しハウスやシェアハウス、田畑付き住宅等の提供のための検討を行います。（空き家の利活用、空き家バンク事業） ◆村有地の住宅用地としての分譲を進め、U・Iターン者の住宅建設の希望を叶えるための支援を行います。（住宅土地の分譲） ◆村営住宅等の拡充・整備・払下げを検討します。（村営住宅の拡充） ◆薪ストーブ付住宅やエコ建材、うるぎヒノキに特化した住宅等の導入を推進します。（住宅事業の新たな展開）	
事業名	担当課
○ 若者定住対策事業（若者育成基金）	総務課
○ 定住対策事業	産業課
○ 若者専用住宅建設	産業課
○ 空き家の利活用	産業課
○ 空き家バンク事業	産業課
○ 住宅土地の分譲	産業課
○ 村営住宅の拡充	産業課
○ 住宅事業の新たな展開	産業課

基本目標 3 うるぎで子育てをしたいと思えるむらづくり

1 基本目標

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
合計特殊出生率	1.33	1.62（単年）

2 施策の方向性

- 学校給食費無償化、18歳以下医療費全額助成等の子育て世代・家族等への手厚い支援を一層推進するとともに、小回りが利く売木村ならではの施策を村外へも積極的にアピールし、Uターン・Iターン等の定住者の増加へつなげていきます。
- 若者の転出者が増加しているなか、子どもたちの郷土愛を育み、民俗芸能等の担い手として戻ってきてもらうため、魅力づくり、また意識づくりに地域住民ぐるみで取り組みます。
- 結婚後のライフステージの各段階に応じた支援を進め、結婚・妊娠・出産・子育てにおいても、安心して結婚や子育てができる環境づくりに取り組みます。

3 講ずべき施策に関する基本方向

施策 1	出会い・結婚・出産への支援
(1) 出会い、結婚、出産等への支援	
	○ 若い世代が集まれる場づくり ○ 出会いをサポートするお節介人制度 ○ 婚活イベントの拡充、継続 ○ 結婚、出産、子育て等への祝い金の拡充 ○ 不妊不育治療助成 ○ 阿南病院への産婦人科誘致 ○ 出産費用の支援 ○ 福祉医療費支給事業の継続実施
施策 2	子育て・教育への支援
(1) 就学前の子育て支援の推進	
	○ 福祉医療費支給事業の継続実施【再掲】 ○ 君の椅子事業 ○ ブックスタート事業 ○ 売木こども文庫 ○ 一時保育・希望保育 ○ 少子化・子育て支援事業 ○ 保育料軽減事業 ○ 養育支援、養育相談 ○ 幼少期からの運動支援 ○ 遊具を使わない遊び場づくり
(2) 就学後の児童生徒・家庭への支援	
	○ 小中一貫教育の推進 ○ 売木ふれあい教室 ○ 学校給食費無償化 ○ 修学費用負担軽減 ○ 福祉医療費支給事業の継続実施【再掲】
(3) 都市部児童生徒の受入れによる児童生徒数の確保と村内児童生徒との交流の促進	
	○ 山村留学事業

4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 出会い・結婚・出産への支援

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
婚活支援による結婚成立数	0	2（累計）
婚姻数	3	3（単年）

（1）出会い、結婚、出産等への支援

施策・事業の概要	
◆若者が集まれる場の創出等の「出会い」のサポートから、婚活のためのイベントの開催、結婚・出産・子育てへの祝い金の拡充等、一貫した婚活・産活・育活事業を推進します。（若い世代が集まれる場づくり、出会いをサポートするお節介人制度、婚活イベントの拡充、継続、結婚、出産、子育て等への祝い金の拡充） ◆長野県で実施している特定不妊治療支援事業に上乘せし、村単独で行う治療費の助成制度を創設します。（不妊不育治療助成） ◆阿南病院への産婦人科の誘致に、近隣町村とともに取組めます。（阿南病院への産婦人科誘致） ◆出産費用の支援により経済的な不安を軽減します。（出産費用の支援） ◆0～18歳までの児童生徒に係る医療費を全額助成します。（福祉医療費支給事業の継続実施）	
事業名	担当課
○ 若い世代が集まれる場づくり	総務課
○ 出会いをサポートするお節介人制度	住民課
○ 婚活イベントの拡充、継続	観光課
○ 結婚、出産、子育て等への祝い金の拡充	総務課
○ 不妊不育治療助成	住民課
○ 阿南病院への産婦人科誘致	住民課
○ 出産費用の支援	住民課
○ 福祉医療費支給事業の継続実施	住民課

◆施策2 子育て・教育への支援

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
山村留学受入れ児童生徒数	8	12（単年）
出生者数	3	5（単年）

（1）就学前の子育て支援の推進

施策・事業の概要	
◆0～18歳までの児童生徒に係る医療費を全額助成します。（福祉医療費支給事業の継続実施） ◆いのちが生まれた喜びを地域で分かち合うことを目的とし、生まれた子どもに手作りの木製椅子を送ります。北海道内5町とともに、地域連携・広域連携を深める取組みとして実施していきます。（君の椅子事業） ◆親子が本に親しみ、ともに楽しめる環境づくりを行います。（ブックスタート事業） ◆保育所の卒園児が入園から卒園までに描いた絵を絵本にし、プレゼントします。（売木こども文庫） ◆一時保育や希望保育の受け入れを行い、親が安心して働きながら子育てをするための支援を行います。（一時保育・希望保育） ◆3歳未満の子どもの保育を希望する親に対応し、子育ての悩みを相談することのできる体制を整え、子育て世帯の負担軽減を図るための環境づくりを目指します。（少子化・子育て支援事業） ◆同一世帯から2人以上の児童が入園している場合において保育料の軽減を行い、多子世帯における出産・子育てに対する経済面の負担を軽減します。（保育料軽減事業） ◆育児支援シートを利用した養育支援・相談を開始し、気軽に子育てについて相談できる環境づくりを整備します。（養育支援、養育相談） ◆子どもが遊ぶ場所がなく、外で遊び体を動かす機会も少なくなっており、子どもが自由に遊ぶための場所を整備するとともに、運動指導士による定期的な運動教室を実施します。（幼少期からの運動支援、遊具を使わない遊び場づくり）	
事業名	担当課
○ 福祉医療費支給事業の継続実施【再掲】	住民課
○ 君の椅子事業	住民課
○ ブックスタート事業	住民課
○ 売木こども文庫	住民課
○ 一時保育・希望保育	住民課
○ 少子化・子育て支援事業	住民課
○ 保育料軽減事業	住民課
○ 養育支援、養育相談	住民課
○ 幼少期からの運動支援	住民課
○ 遊具を使わない遊び場づくり	住民課

(2) 就学後の児童生徒・家庭への支援

施策・事業の概要	
◆一村一校で小中併設校であることの良さを活かし、売木型「小中一貫教育」を一層推進します。 (小中一貫教育の推進) ◆放課後に児童を預かることにより、親が安心して働きながら子育てをするための支援を行います。 (売木ふれあい教室) ◆学校給食費の無償化を継続して実施します。(学校給食費無償化) ◆校外活動における交通費の軽減等、修学費用の負担を軽減します。(修学費用負担軽減) ◆0～18歳までの児童生徒に係る医療費を全額助成します。(福祉医療費支給事業の継続実施)	
事業名	担当課
○ 小中一貫教育の推進	教育委員会
○ 売木ふれあい教室	教育委員会
○ 学校給食費無償化	教育委員会
○ 修学費用負担軽減	教育委員会
○ 福祉医療費支給事業の継続実施【再掲】	住民課

(3) 都市部児童生徒の受入れによる児童生徒数の確保と村内児童生徒との交流の促進

施策・事業の概要	
◆都市部の子どもを長期的に受入れ、児童生徒数の確保を図るとともに、村内の子どもだけでなく都市部の子どもと接することにより子どもたちの生きる力を育みます。(山村留学事業)	
事業名	担当課
○ 山村留学事業	教育委員会

基本目標 4 誰もが安心して暮らせるむらづくり

1 基本目標

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
防災関係施設整備件数	－	6（累計）
高速情報通信可能地区数	0	7（累計）

2 施策の方向性

- 高速情報通信網の整備を推進するとともに、地域の安全面と住まいの確保の面から空き家対策を進め、定住者増加へ向けた村の基盤づくりに取組みます。
- 集落懇談会等による住民参加のほか、世代間の交流、新規定住者との交流の場づくりを進め、若者だけでなくどの世代の村民とも交流が図られ、一体感のあるむらづくりを進めます。

3 講ずべき施策に関する基本方向

施策 1	地域で支える生活環境づくり
(1) 日常の防災力の向上	
	○ 防災設備、資材整備 ○ 防災訓練実施 ○ 防災情報提供システムの整備・充実 ○ 河川監視カメラ設置 ○ 役場庁舎耐震補強事業
(2) 通信網の整備拡充、高速通信網の整備	
	○ 高速情報通信網の整備
(3) 生活の安心・安全確保	
	○ 灯油購入費助成事業 ○ 交通網整備事業 ○ 特定空家等危険家屋に対する措置
(4) 医療体制の充実	
	○ 診療所の環境づくり ○ 医療費窓口無料化 ○ 専門医の招へい ○ 医療福祉関係実習生の受入れ
施策 2	地域と連携したネットワークづくり
(1) 地域内交流・連携の促進	
	○ I ターン者（住宅）との交流 ○ 村内地域等連携事業 ○ 集落再編事業
(2) 移動手段の確保	
	○ 村民バスの充実

4 具体的な施策ごとの重要業績評価指標

◆施策1 地域で支える生活環境づくり

数値目標	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
役場庁舎耐震性能最低 I s 値※	0.42	0.78（単年）
専門医の招へい数（診療科別）	1	2（累計）

※ I s 値…構造耐震性能の指標。0.6以上であれば地震による倒壊の危険が低いとされている。

（1）日常の防災力の向上

施策・事業の概要	
◆備蓄倉庫、防災資材庫、簡易浄水器を各集落に整備します。（防災設備、資材整備） ◆村内集落ごとと、村全体で防災訓練を実施し、災害時の防災対応力の向上を図ります。（防災訓練実施） ◆住民への日常的な情報伝達手段として定着している防災行政無線及び村営CATVについて、機能の維持及びシステムの強化を図り、災害に強い情報提供システムを目指します。（防災情報提供システムの整備・充実） ◆大雨時の河川の状況を監視できるカメラを越水危険度の高い箇所に設置し、台風や豪雨時の避難情報発令等に活用します。（河川監視カメラ設置） ◆役場庁舎等の耐震補強を行い、防災拠点としての機能を高めます。（役場庁舎耐震補強事業）	
事業名	担当課
○ 防災設備、資材整備	総務課
○ 防災訓練実施	総務課
○ 防災情報提供システムの整備・充実	総務課
○ 河川監視カメラ設置	総務課
○ 役場庁舎耐震補強事業	総務課

（2）通信網の整備拡充、高速通信網の整備

施策・事業の概要	
◆情報通信等の高度化が進むなかで、住民の望む高速通信化が図られていません。村内で光回線等による高速通信が利用可能になるよう、村として可能な範囲内で基盤整備を行います。（高速情報通信網の整備）	
事業名	担当課
○ 高速情報通信網の整備	総務課

(3) 生活の安心・安全確保

施策・事業の概要	
◆低所得世帯等に対し灯油券を交付し、灯油購入費の一部を助成します。冬季の冷え込みに対する不安を解消するとともに、各世帯の負担軽減を図ります。(灯油購入費助成事業) ◆老朽化した村道、農林道の改良工事、歩道の確保による通学路の整備と除雪用機械等の整備により、安全に通行できる道路整備を推進します。(交通網整備事業) ◆空き家対策特措法に基づき、特定空家等危険家屋に対する適正な措置を行います。(特定空家等危険家屋に対する措置)	
事業名	担当課
○ 灯油購入費助成事業	住民課
○ 交通網整備事業	産業課
○ 特定空家等危険家屋に対する措置	産業課

(4) 医療体制の充実

施策・事業の概要	
◆売木村診療所は村内唯一の医療機関であるが、現状として診療所離れが進んでおり、通いやすく、安心して利用してもらう診療所にするために定期的な評価・改善を行います。また、医療費無料化についての現行方式は、一度窓口で一部負担金を支払いその分を村から支払う償還払い方式となっているが、今後は窓口での支払をなくす現物給付方式の採用を検討します。(診療所の環境づくり、医療費窓口無料化) ◆診療所に定期的に耳鼻科や眼科医等の専門医を招き、村内でも専門医による診察が受けられるように取組めます。(専門医の招へい) ◆医療・福祉関係実習生の受入を積極的に行い、実習生に山間地の実態を知ってもらうとともに、新しい人の流れを創るとともに、不足している医療福祉関係人材の確保に繋がります。(医療福祉関係実習生の受入れ)	
事業名	担当課
○ 診療所の環境づくり	住民課
○ 医療費窓口無料化	住民課
○ 専門医の招へい	住民課
○ 医療福祉関係実習生の受入れ	住民課

◆施策2 地域と連携したネットワークづくり

数値目標	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
村民バスの利用者数	411	450（単年）

（1）地域内交流・連携の促進

施策・事業の概要	
◆ I ターン者（住宅入居者）同士の交流や I ターン者と地域との関わりが少ないため、地域活動への参加促進のための工夫・取り組みが必要になっています。I ターン者が参加しやすいきっかけや機会を設定し、交流を促進します。また、子どもと大人の交流や様々な世代間同士で交流できる場づくりと提供を図ります。（I ターン者（住宅）との交流、村内地域等連携事業） ◆ 集落内組織の再編を住民とともに検討し、連携強化及び組織力向上を図ります。（集落再編事業）	
事業名	担当課
○ I ターン者（住宅）との交流	総務課
○ 村内地域等連携事業	総務課
○ 集落内再編事業	総務課

（2）移動手段の確保

施策・事業の概要	
◆ 通院、通学、買い物への送迎バス等の充実を図ります。（村民バスの充実）	
事業名	担当課
○ 村民バスの充実	総務課・住民課